



65歳以上の方へ

# 年金から住民税の天引きが始まります

平成21年10月から

現在、住民税は納付書を使って役場や金融機関などに出向いて納めていただいていたのですが、この手間を省くため、国の税制改正により今年10月から住民税は年金から天引きすることになりました。これは新しく税負担が発生するものではありません。



4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち住民税の納税義務のある方が対象です

- ◆介護保険料が年金から天引きされていない方
  - ◆天引きされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方
- などは対象外です。

天引きの対象となる年金とは…

老齢基礎年金、老齢厚生年金や退職共済年金などです。障害年金や遺族年金などの非課税の年金は対象外です。

天引きされる住民税額は…

天引きされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの天引きとし、または納付書で納めていただくこととなります。

天引きが中止となる場合は…

天引き開始後、町外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、天引きが中止となり、納付書により役場や金融機関などで納めていただくこととなります。

## 平成21年10月支給分の年金から天引きが始まります

(例)住民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

これまでの納め方

	納付書で納める (普通徴収)			
月	6月	8月	10月	1月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

天引きの開始は、平成21年10月支給分の年金からです。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分は、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただくこととなります。



平成21年度の納め方

	納付書で納める (普通徴収)		年金からの天引き (特別徴収)		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを天引きします。

平成22年度以降の納め方

	年金からの天引き (特別徴収)					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を天引きします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を天引きします。

問 税務課町民税係 ☎985-4110